

「公共」における家族法に関する学習のあり方

—同性婚を法的に認めるか思想を用いて論理的に議論する実践から—

小貫 篤（筑波大学附属駒場中・高等学校）

※本研究は福澤一吉教授（早稲田大学）との共同研究の成果の一部である。

1. 研究の目的と問題意識

本研究の目的は、「同性婚を法的に認めるか」という社会的課題について、思想（見方・考え方）を用いて論理的に議論する教材を開発、実践、分析することを通して、「公共」における家族法に関する学習のあり方を検討することである。

本研究で教材化する同性婚は、世界でも日本でも議論が進行中の社会的課題である。世界では、ドイツ連邦議会が2017年に同性婚の合法化を可決し、アメリカ連邦最高裁は2015年にアメリカ全土で同性婚を合法とする判決を下している。日本では、2015年に渋谷区と世田谷区が生活を共にする同性カップルを夫婦と同じような関係の「パートナー」と認める証明書を発行すると発表して大きな話題となった一方で、法的に同性婚を認めるかどうかについては賛否両論がある。

こうした同性婚に関する法的な議論は、民法の家族法と密接な関係がある。この家族法に関する学習は主に家庭科において取り扱われてきた（太田,2015）。公民科では、家族における法と道徳の実践（河村,2013）、非嫡出子相続分差別違憲判決を取り扱った研究（坪井,2017）がある。しかし、同性婚を取り扱った実践や研究はあまりない。そこで、本研究では公民科「公共」を想定して、同性婚という社会的課題を通して家族法に関する学習のあり方を検討することとする。

2. 本研究で取り扱う思想（見方・考え方）

本研究では、思想（見方・考え方）を用いて同性婚を法的に認めるべきか考察する。活用する思想（見方・考え方）は、功利主義、リバタリアニズム、共同体主義である。この三つの思想（見方・考え方）は、生徒の記述から導き出したものである。

3. 「論理的に議論する」

「論理的」とは、論証の構造のことである。論証の構造とは、前提となる根拠から主張を導き出すことである。根拠から主張を無理なく導くためのつなぎの役目として論拠がある。論拠を支える見方・考え方として思想が位置づけられる。したがって、論理的に議論するときには、「（根拠）だから（主張）。なぜなら（論拠）。重視するのは（思想）」という形式になる。

4. 同性婚を法的に認めるか先哲の思想を用いて論理的に議論する授業開発

授業は以下の6段階で構成した。第1段階は、社会的課題の把握。同性婚が社会的課題になっていることを把握させた。第2段階は、論証の構造の習得。早稲田大学の福澤一吉先生に論証の構造を講義してもらった。第3段階は、思想（見方・考え方）の習得。功利主義、リバタリアニズム、コミュニタリアニズムを習得させた。第4段階は、同性婚に関する法的な議論の整理。憲法、民法、諸外国の法における同性婚について整理させた。第5段階は、論証の構造への落とし込み。福澤先生に聞きながら思想と法的な議論を踏まえて、同性婚に関する自分の考えを論証の構造にさせた。第6段階は、議論。論証の構造に基づいて議論をさせた。

5. 成果と課題

授業分析の結果明らかになった「公共」における家族法に関する学習のあり方についての詳細は当日議論する。